

講師派遣等に関する規程

一般財団法人日本ヘルスケア協会

令和2年5月7日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ヘルスケア協会(以下、「当法人」という)が定款第2条(目的)および第3条(事業)の規定に基づき、当法人が講演・研修等を主催する団体等(以下、「主催者」という)に対して講師派遣を行う際に必要な事項を定める。

(契約の成立)

第2条 主催者が当法人の事務局に、文書等で講演・研修等の講師派遣を依頼し、当法人が文書等を以てその受諾を表明した時点で契約が成立する。

(主催者の要件)

第3条 当法人は暴力団、暴力団関係企業、詐欺集団等の反社会的勢力に対しては講師派遣を行わない。主催者が反社会的勢力であることが判明した場合は、第2条の契約締結後にあっても、これを破棄することがある。

(講演・研修テーマの要件)

第4条 当法人に依頼される講演・研修テーマのうち、次の各項に該当する講師派遣は、受諾できない。

- (1) 特定の宗教活動を主目的とするもの
- (2) 特定の政治活動を主目的とするもの
- (3) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを主目的とするもの
- (4) 特定の政党のために利用することを主目的とするもの
- (5) 当法人の公益活動に係る事業に支障を生じるほどの作業負担が予想される講師派遣等
- (6) その他、当法人の公益活動の円滑な推進に支障を及ぼすと当法人が判断する講師派遣等

(講師の選定)

第5条 講師は、当法人で定めた基準に基づき、当法人が選定し、当法人事務局より主催者に通知する。

(費用)

第6条 講師謝金は、原則として1時間10,000円(税別)以上とし、主催者が負担する。

2 講演・研修会場の使用料、会場設営費用、使用する機材・資料等、講演・研修等の実施に係る一切の費用は主催者の負担で準備するものとする。

3 講師の住所から講演・研修等の会場への往復交通費、宿泊費は主催者の負担とする。

4 講師謝金の金額は、当法人と主催者の協議によって変更することができるものとする。

(支払条件)

第7条 前条の講師謝金ならびに往復交通費、宿泊費は、指定期日(講演・研修等の実施後7営業日以内)までに当法人の銀行口座への振込にて行うものとし、振込手数料は主催者の負担とする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項、およびこの規程の各条項に関する解釈または履行について疑義が生じた場合は、双方誠意を以て協議し、円満解決を図るよう努めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改正し、または廃止しようとする時は、当法人の理事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、令和2年5月7日から施行する。